# 茨木市保育所等利用者負担額口座振替制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市保育所等利用者負担額の口座振替制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象利用者負担額)

- 第2 この制度における茨木市保育所等利用者負担額(以下「保育所等利用者負担額」という。)とは、次のものとする。
  - (1) 茨木市公立・私立保育所利用者負担額
  - (2) 茨木市公立保育所延長保育利用料
  - (3) 茨木市公立保育所主食費用及び副食費用
  - (4) 茨木市待機児童保育室利用料
  - (5) 茨木市待機児童保育室延長保育利用料
  - (6) 茨木市待機児童保育室主食費用及び副食費用
  - (7) 茨木市公立幼稚園預かり保育料
  - (8) 茨木市公立認定こども園延長保育利用料
  - (9) 茨木市公立認定こども園主食費用及び副食費用
  - (10) 茨木市公立認定こども園給食費及び間食費
  - (11) 茨木市公立認定こども園預かり保育料
  - (12) 茨木市公立小規模保育施設利用者負担額
  - (13) 茨木市公立小規模保育施設延長保育利用料
  - (14) 茨木市公立小規模保育施設主食費用及び副食費用
- 2 口座振替の対象となる保育所等利用者負担額は、現年度分の保育所等利用者負担 額のうち納期が到来していない月分のものとする。

(取扱金融機関)

第3 取扱金融機関は、茨木市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち、茨木市保育所等利用者負担額口座振替に関する契約を締結している金融機関(以下「金融機関」という。)とする。

(指定預金口座)

第4 保育所等利用者負担額を口座振替することができる口座は、普通預金口座又は 当座預金口座のうち納付者が指定した1口座とする。

(対象者)

第5 口座振替の方法で納付できる者は、金融機関に口座を有する者で、当該金融機 関の承認を得たものとする。 (口座振替依頼書による申込手続)

- 第6 口座振替を希望する保護者は、茨木市保育所等利用者負担額口座振替依頼書・ 自動払込利用申込書(兼解約(廃止)届)(様式第1号A・B・C・D。以下それ ぞれ「依頼書(A)・(B)・(C)・(D)」という。)を金融機関又は保育幼 稚園事業課のいずれかへ提出しなければならない。
- 2 金融機関は、依頼書の提出を受けたとき、記載事項及び当該保護者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書(A)は金融機関で保管し、依頼書(B)には承認印を押印の上、依頼書(B)及び依頼書(C)を保育幼稚園事業課へ送付し、依頼書(D)を保護者に交付する。
- 3 保育幼稚園事業課は、金融機関から依頼書(B)及び依頼書(C)の送付を受けたときは、記載事項を確認し、受付印を押印の上、口座振替の取扱年月を記入して依頼書(B)を保管する。この場合において、保護者へは、依頼書(C)を送付する。
- 4 保育幼稚園事業課は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項を確認後、受付して依頼書(A)・(B)・(C)を金融機関へ送付し、依頼書(D)を保護者に交付する。
- 5 金融機関は、保育幼稚園事業課から依頼書(A)・(B)・(C)の送付を受けたときは、当該保護者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書(A)は、金融機関で保管し、依頼書(B)には承認印を押印の上、依頼書(B)及び依頼書(C)を保育幼稚園事業課へ送付する。
- 6 第3項の規定は、保育幼稚園事業課が依頼書の提出を受け、金融機関から依頼書 (B)及び依頼書(C)が送付されたときについて準用する。
  - (口座振替の情報の送付等)
- 第7 保育幼稚園事業課は、口座振替に必要な情報の送受信を市が委託する事業者 (以下「伝送処理委託業者」という。)を介して取扱金融機関との協議によって定 める日までに電気通信回線を通して伝送する方式(以下「データ伝送方式」とい う。)により行うものとする。
- 2 保育幼稚園事業課は、口座振替請求データを作成し、伝送処理委託業者へ茨木市 保育所等利用者負担額口座振替データ送付書(様式第2号)とともに、振替日の<del>5</del> 6 営業日前までに送信するものとする。
- 3 伝送処理委託業者は、前項の規定により市が送信した口座振替請求データを受信 したときは、取扱金融機関別の口座振替請求データを作成し、取扱金融機関へ口座 振替連絡票とともに、4営業日前までに送信するものとする。
- 4 伝送処理委託業者及び取扱金融機関は、口座振替請求データの内容を変更してはならない。ただし、市から茨木市保育所等利用者負担額口座振替請求停止通知書

(様式第5号。第13において「停止通知書」という。)の送付があった場合は、この限りでない。

5 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、保育幼稚園事業課、伝 送処理委託業者又は取扱金融機関で協議の上、電磁式記憶媒体など代替の方式にて 行うものとする。

(振替日)

第8 口座振替を行う日(以下「振替日」という。)は、当該納付月の翌月15日とする。ただし、振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

(振替納付手続)

- 第9 金融機関は、振替日に納付者が指定した預金口座から口座振替請求データに基づき金額を引き出し、茨木市が指定する口座に入金する。
- 2 取扱金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市保育所等利用者負担額口座振替 済報告書(様式第3号)をとりまとめ店、茨木市指定金融機関を経由して、茨木市 会計管理者に送付するものとする。
- 3 取扱金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市保育所等利用者負担額口座振替 済報告書兼手数料請求書(様式第6号。第16において「報告書兼請求書」とい う。)を保育幼稚園事業課に提出するものとする。

(振替済通知書の送付等)

- 第10 金融機関は、振替納付の手続完了後、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、保育幼稚園事業課へ振替日の翌日から3営業日以内に送付し、又は送信するものとする。
- 2 伝送処理委託業者は、金融機関から受信した口座振替結果データを統合し、必要 事項を記載した振替結果一覧表及び不能結果一覧表とともに、市へ振替日後3営業 日以内に送信するものとする。

(振替不能の取扱い)

- 第11 金融機関は、振替日に指定預金口座の預金不足等により口座振替が不能となったときは、振替不能の理由を保育幼稚園事業課へ通知するものとする。
- 2 同一振替日に同一名義人の振替件数が2件以上ある場合には、振替可能な請求分から振り替えるものとし、その振替について優先順位を付けない。

(振替不能分の督促状等の送付)

第12 保育幼稚園事業課は、口座振替ができなかった振替不能分について、納付者に対し、茨木市保育所等利用者負担額督促状兼領収証書(様式第4号)により督促する。

(口座振替の一時停止)

第13 保育幼稚園事業課は、口座振替請求データを伝送処理委託業者を介して取扱金

融機関に送信した後、3営業日前までに納付者から口座振替による保育所等利用者 負担額の納付が一時的に困難である旨の申出があったときは、停止通知書を当該金 融機関に送付する。

(解約手続)

- 第14 口座振替を依頼した納付者は、解約をするときは、依頼書(A)・(B)・(C)・(D)を金融機関又は保育幼稚園事業課のいずれかへ提出したければなり
  - (C)・(D)を金融機関又は保育幼稚園事業課のいずれかへ提出しなければならない。
- 2 第6第2項から第3項までの規定は、口座振替の解約について準用する。
- 3 口座振替の解約は、依頼書(B)及び依頼書(C)が保育幼稚園事業課に到着したものについて、当該保護者が希望した時期から解約するものとする。ただし、当該納税者が希望した時期から解約することが事務手続上困難であると認められるときは、次に到来する時期から解約するものとする。

(保育所退所等の取扱い)

- 第15 納付者が、保育所、待機児童保育室、幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所の退所の届出を保育幼稚園事業課へ提出したときは、当該納付者に係る口座振替に必要な情報を金融機関へ送付せず、又は送信しないものとする。
- 2 前項の退所の届出を口座振替請求データを送信した後になされたときは、保育幼稚園事業課から金融機関への電話等の方法により連絡し、口座振替手続を中止するものとする。

(取扱手数料の請求)

- 第16 口座振替収納の取扱手数料は、金融機関と協議の上、茨木市において負担する ものとし、金融機関から送付される報告書兼請求書に基づき支払うものとする。
- 2 前項の取扱手数料は、金融機関では毎年2期に分け、それぞれ6か月分を支払う ものとする。

(機密保護の義務)

- 第17 保育幼稚園事業課は、口座振替収納に係る情報を取扱金融機関に引き渡す場合は、特に個人情報の保護に留意し、茨木市個人情報保護条例(平成18年茨木市条例第36号)の規定に基づき、当該口座振替収納事務を執行するために必要であり、かつ最小限のものに限定するものとする。
- 2 保育幼稚園事業課は、取扱金融機関に対し、前項で知り得た個人情報の秘密保持、 個人情報の目的外使用及び第三者への漏洩の禁止、事故発生時における報告義務を 厳守させるものとする。

(ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替)

第18 ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替については、この要綱の規定中「取扱金融機

関」とあるのは「ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動振込」と、 「預金」とあるのは「貯金」と、「普通預金」及び「当座預金」とあるのは「通常 貯金」とする。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか、口座振替の実施について必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月9日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市保育所保育料口座振替制度 実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の 調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市保育所保育料口座振替制度 実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の 調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市保育所保育料口座振替制度 実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の 調整をして、これを使用することを妨げない。

附即

この要綱は平成25年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市保育所保育料口座振替制度 実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の 調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市保育所利用者負担額口座振 替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間 所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市保育所利用者負担額口座振 替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間 所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市保育所等利用者負担額口座 振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の 間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。 (様式第1号A)

 市
 税

 茨木市
 国 民 健 康 保 険 料

 後期高齢者医療保険料

保育所等利用者負担額 学 童 保 育 室 利 用 料 水道料金·下水道使用料

口座振替納付依頼書 (兼解約(廃止)届) 自動払込利用申込書

(取扱金融機関保管)

取扱金融機関 御中 ゆうちょ銀行

介 護 保 険 料

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

内に	納税義務	寸 轰護	道	旂	フリナ	ブナ	_			)												申込書電		年	月	目
必要事項を記		者者		名								(明•	大・昭	ਖ਼•∓•	西暦			年	F	<b>]</b> [	日生)	話				
記入																										
r ,	区分			種			且	TV					主	体	番	号			_	替(払込)方法	去				(廃止)	時期
該		市	0			自動													-	<b>È期</b>			年度7	から		
当す		税	0		固	定・神	都 計	税											全	È期∙期別			年度		期分析	ら
当する項目	<b>1</b>	176	0		市	• 府	民	税											全	È期∙期別			年度		期分析	ら
目	1	С	国目	已健	康保	険料							被·	保険	者番	号			4	È期·期別	#	田当記	果から	後日	通知し	ます
この	新	_							4	-	茨匡	<u> </u>	地	保険	· <del>*</del> *	<del>-</del> -										
印をつ	規	0	後其	瘑	齢者	医療	保険	料	ŀ				拟	<b>不</b>	.日往	17			期	別	扌	旦当記	果から	後日	通知し	ます
をつけ		0	介護			つかた	`			0	0		被·	保険	者番	号			4	毎月払い	1	旦当記	<del></del> 果から	後日	通知し	ます
てください	②解		保育	所			·公公 副 ·私	立教育 立認費 食保育 立記の内	こども 、給1 听の	が記れる。	という と除く 用、お 者負	)及で らやこ 担額	が延長っ代等	保育の合	料、計額	主食			4	毎月払い	ł	旦当詞	果から	後日	通知し	ます
	約	0	学童	保	育室	利用米		本利用 5振替				用料	¥の1	合計	額が	下言	<b>己の</b> 1	口座	#	毎月払い	扌	旦当記	果から	後日	通知し	ます
		0	水 下 :	道 水 词	* 道 使	斗	È					使月	用者	番号		_				振替指 市が指					準として	
_																	,									
	ゆうちょ銀行以外の金融機関		通				銀行・信組・農協		: 号(7		めで	出	本 支 支 張		ゆうちょ銀行	種市国後介保学 種水融 99	税保期護育童別道一ド	種目:	6 6) 振込タ コード 36	契約種別   35   28   28   30   33   33   5   22   4   5   6   6   7   8   8   8   8   8   8   8   8   8   8			009 009 009 009 009 009 茨木市	60-2- 90-8- 60-6- 20-8- 90-6- 市会 亦道 760-7	座番号 -960146 -960539 -960706 -960581 -960335 -960822 -98785 -38785 ごめで記	
	フ	リガラ	<b>+</b>													届	出	印	納	税義務者等	その	関係		電記	話番号	
	口座	经名章	長人																親	人・配		子 )				
ı				<b>□</b>		르꾸 +4% ㅁ	8 /	± D-10					 					にも押		- TO 1		 ]			3付印	
				取	<u>协金</u>	融機関	<u> </u>	吏用欄	<u> </u>					×4.=		検印		印鑑		受付						

## 約 定 事 項 (ゆうちょ銀行除く)

- 1 私が茨木市に納めるべき市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、 保育所等利用者負担額、学童保育会費、水道料金・下水道使用料の納付書等が茨木市 から貴行に送付されたときは、貴行において振替指定日に指定口座から私に通知すること なく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。
- 2 預金の払出手続きについては、当座勘定約定書、普通貯金約定、納税準備金約定、又は 預金規定にかかわらず、小切手の払出し、又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいた しませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 3 指定口座の残額が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知すること なく、茨木市の納付書等を返戻させても異議ありません。
- 4 この口座の振替契約は、貴行が必要と認めたとき、私の納付義務が消滅したとき、長期 間にわたり引落としができなかったとき等、相当の事由があるときは、解約されても異議 はありません。
- 5 この口座振替契約を解除する場合には、私から貴行へ届け出ます。
- 6 この口座振替による納付に係る領収書の発行については請求いたしません。
- 7 市税及び国民健康保険料の納付方法が全期納付の場合で、万一所定の振替日において指 定口座の残額が納付すべき金額に満たないときは、2期以降期別納付に変更してください。
- 8 学童保育室利用料の納付は、学童保育室入室中の対象児童全員に係る利用料を指定の口 座から口座振替により納付します。
- 9 この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行及び茨木市に迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。 (この規定に関してはゆうちょ銀行のホームページ又は担当課まで)

【市税】	税目	期別	振替日	税目	期別	振替日	税目	期別	振替日
	軽自動車税	全期	5月31日		全期	5月31日		全期	6月30日
•				固定資産税	1期	5月31日	市·府民税	1期	6月30日
	<u>ただし、金融機関カ</u>	<u> 休業日</u>	<u>の場合は</u>		2期	7月31日		2期	8月31日
	翌営業日になります	<u>t.</u>		都市計画税	3期	9月30日	(普通徴収)	3期	10月31日
					4期	1月4日		4期	1月31日

振替日について -

### 【国民健康保険料】

全期前納の場合、6月末日。期別納付の場合は当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日に なります。

## 【後期高齢者医療保険料】

当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

### 【介護保険料】

当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

### 【保育所等利用者負担額】

当該納付月の翌月15日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

## 【学童保育室利用料】

当該納付月の30日。(2月は28日)ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。

(様式第1号B)

市 国民健康保険料 茨木市

保育所等利用者負担額 学 童 保 育 室 利 用 料 水道料金•下水道使用料

口座振替納付依頼書 (兼解約(廃止)届) 自動払込利用申込書

(申込先) 茨木市水道事業

茨木市長

管理者

後期高齢者医療保険料 護 保 険 料 介

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ 申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。

税

納糸	納得	录水	住所	(₸		_	-			)													申込書		年	月	日
税价義	付 義語	道	氏	フリオ	ガナ																		電				
務和		用	名																				話				
												(明•	大・服	召∙平	∙西暦	i		年		月		日生)					
							主	体番	号																		
区分			桓										主	体	番	号		<u> </u>		振替(	払込)	方法	辰替	(払込	.)開始	(廃山	:)時期
	市	<b>@</b>		軽	自	動	車	税												1				年度	<b>きから</b>		
	税	<b>©</b>		固	定 ·	都	計	税												1	• :	2		年度	<u> </u>	期分	から
1	170	0		市	• Я	守 」	民	税		L			1.1.	/	+ =					1	• :	2		年度	Ē.	期分	から
新	0	国	民健	康保	険米	4					茨国	]	被	保険	首都	一				全期	月∙期	別	担当	課か	ら後E	通知	します
規	0	後其	胡高	齢者	医療	条保	:険:	料					被	保険	者都	<b>番号</b>				期別	IJ		担当	課か	ら後E	通知	します
	0	介語 (65		) ) 以上 <i>0</i>	のかが	た)				0	0	0	被	保険	者都	号				毎丿	月払	い	担当	課か	ら後 F	通知	します
② 解	・公立教 公立認 副食費 ・私立保 上記の									も園 食費 0利用	を除く 用、 引者負	()及で おやて !担額	ゾ延! O代等	長保育 の合	新 計額	主食費				毎』	月払	い	担当	課か	ら後日	通知	します
約	0	学重	▶利	用料	・延 hま	長利す。	用米	斗の	合計	·額カ	下記	<b>!</b> の!	口座		毎丿	月払	い	担当	課か	ら後日	通知	します					
	水 道 料 金 下水道使用料											使月	用者	番号	-							指定F 指定で				準とし	て
	下水道使用料																				•						
þ						£	艮行						本店			種		種目	] ] –	ドージ		[別コート				]座番号	
うちょ					信名								支店		ゅ	市和国人	呆		166			35 28 28		00	990-8	-96014 -96053 -96070	39
銀行													支所		う	介記	隻		176)	)	:	28 30		00	920-8	-96058 -96033	31
以外	_	<b></b>	関		77.	_ /	~ 1717	_				出	張所		ちょ	学			振	込先力	;	33		00	990-6	-96082 計管理	22
の金		コード	:	D種類				口座	店コ- 番号		めで	記入)			銀行	種 水		種	目コ- 166	ード		重別コート 22	*	茨木	市水道	事業管 7-3878	理者
融機		通通		座	納材準備	Ħ										金融=		1		通帳部	号	0 0		通帳記	2号(右	づめで	記入)
関フ	リガ	<u>1</u> ) ナ	(e		(3)												出し出し	•		納税	義務者	り	_		電	話番号	
	• • •	•																									
口座	座名義人    当店に上記預金(貯金)口座名義人の預金(貯																					引偶者 他(	·子 )				
当几	吉に	上記	預金	(貯金	)口區	名	義人	の預	金(	貯金	)がも	あるこ	٤	市	税	国	呆	後	期	介記	蒦	保育	学	童		日付日	Ŋ
を確	確認し、本書を承認しました。																										
取扱	認し、本書を承認しました。 年 月 日 及金融機関										承記	忍印	1	水	道	通知	旧	入力	口日	確認	即	整理	<b>L</b> 番号	7			
														I						1							

### 茨木市 国民健康保険料 介 護 保 険 料 口座振替·自動払込 納付について 後期高齢者医療保険料

さきに、あなたから申し出のありました口座振替・自動払込による納付は、下記のとおり取扱いすることになりましたので通知します。

納納保水	住所		申込書	年	月	日
税付 道 義義護使 務務 用 者者者者	氏	フリガナ	電			
者者者者	名		話			

	口座	振替・自動払込の振替日												
区分	全期前ただし	建康保険料】 前納の場合は6 <u>月末日</u> 。期別納付の場合は <u>当前</u> 、、金融機関が休 <u>業日の場合は翌営業日</u> となり 誘着 <b>1</b> 医療保険料】 例付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場 限険料】	ます。			ます。								
													振替(払込)方法	(振替開始時期)
1		1 体				被	保険	者都	野				<b>↓₩₩₽</b> ₩	セルール・2.40 マケロ・ナナ
新	祖国 〇	国民健康保険料												担当課から後日通知します
<b>.</b>	O 44 #1	被保険者番号												
規	〇 俊則	用局節有医漿保険料											期別	担当課から後日通知します
	介護	保険料				被	保険	者者	野号				<del> </del>	
		歳以上のかた)	0	0	0								毎月払い	担当課から後日通知します
2														
解														
約														

			_				
ゆ		本店		種別	種目コード	契約種別コード	振込先口座畨号
う	銀行			市税		35	00960-2-960146
ち		支店	_	国保		28	00990-8-960539
よ	信金・信組		ゆ	後期	166	28	00960-6-960706
銀		支所	う	介護	(176)	28	00920-8-960581
行	労金∙農協	~		保育	( /	30	00990-8-960335
以	力並 - 長励	出張所	ち	学童		33	00990-6-960822
外外	金融機関		ょ	丁里	te:x 4	先加入者	茨木市会計管理者
の	立門依実	支店コード	銀	種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
金		口応妥旦(ナベルズ記3)					
融	が手が	口座番号(右づめで記入)	行	水道	166	22	00960-7-38785
機	一本法   4   4   1   1			金融コード	週	<b>帳記号</b>	通帳記号(右づめで記入)
関				9900	1	0 の	
フリ	リガナ				納	税義務者等との関	関係 電話番号
			/				
					+	1 = 7 / H <del>2 /</del>	7
口座	<b>至名義人</b>					人・配 偶 者・ ・そ の 他 (	)

年度第 期までの保険料につきましては、納付書で納めてください。すでに納付済みの場合は行き 違いですので、ご了承ください。

※複数の種目を同時に申し込まれた場合は、整理の都合上、市税・各保険料・保育所等利用者負担額・学童保育室 利用料・水道料金・下水道使用料によって開始時期が異なる場合があります。お手数ですが、各担当課からの 通知を確認してください。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(様式第1号D)

保育所等利用者負担額 学 童 保 育 室 利 用 料 水道料金·下水道使用料

口座振替納付依頼書 (兼解約(廃止)届) 自動払込利用申込書

取扱金融機関 ゆうちょ銀行 <sup>'</sup> 後期高齢者医療保険料 介 護 保 険 料

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠	納納保水		(〒		)									申込書	年	月	日
内に必要事項		氏	フリガナ											電話			
を 記 入					 	(明•		•平•西月		4	年	月	日生)				
Ĺ	区分	種	<b></b>	目		一	主位	体番	号	7	$\blacksquare$	振替(払込)	)方法 打	辰替/	(払込)開始	<b>3</b> (廃止)	時期

^																					
し	区分		種			目						主	体	番	号			振替(払込)方法	振替(払	込)開始	(廃止)時期
該		市	0	軽	自重	力 亘	巨形	Ź										全期	年	F度から	
当す		税	0	固足	ŧ·	都言	計移	Ź										全期•期別	年	F度	期分から
、る項目に		忧	0	市	• 府	FΕ	€ 秒	Ź										全期·期別	年	F度	期分から
归日	1					ı						被	保険	者都	号						
	新	0	国民健康	隶保	険料	•				茨囯								全期·期別	担当課	から後日	通知します
O	+-		w #n±ı	ΕΛ <del>-1</del> / Ι		. / 🗆 .	7 <b>/</b> . Jr.					被	保険	者都	号			#8.54	10.11.50	1. 2.11	77 4-1 - <del>1</del> -1
印を	規	0	後期高的	節者	<u> </u>	[保	) (天	ŀ										期別	担当課	から後日	通知します
つ			介護保険	5 未汀								被	保険	者都	号						
けて		0	(65歳以		かた	_)			0	0	0							毎月払い	担当課	から後日	通知します
ください	② 解	0	保育所等 利用者負		Į		公立副食	教育・保 認定こと 費用、給 保育所 <i>の</i> の内容が	も園 食費 0利用	を除く用、る	()及( おやこ !担額	が延長の代等	保育 の合	料、計額	主食書			毎月払い	担当課	から後日	通知します
•	約	0	学童保育	育室和	川用制			利用料表替され			]用米	斗の台	<b>今計</b>	額か	下言	<b>己の</b> [	コ座	毎月払い	担当課	から後日	通知します
		0	水 道 下水道	料	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	金         					使月	用者	番号						定日は検鈴 まする日と		準として
			1、 小 涯	火	т 1	14									—			いりかもり	と9の口口	しまり。	

ゆうちょ銀行以外の	金融機コード		信金・労金・			店コー	٠ķ			本店支所張所	ゆうちょ銀	植市国後介保学 種別	(	166 176) 振	込先力		35 28 28 28 30 33		009 009 009 009 009 009	90-8 60-6 20-8 90-8 90-6 木市会	2-96 3-96 3-96 3-96 3-96 3-96	0146 0539 0706 0581 0335 0822	
金融機関	普通 1	重金の種類 当座 ②	剩 納税 準備 <b>3</b>		口座	番号(	右づ	めで	記入)		行		1	166	通帳	記号	0	Ø		960-	7-38 づめ	3785 で記入	
	ジガナ 名義人												\		本人	義務 <sup>行</sup> 、・ 配 そ の	已偶	者•		電	話番	·号 ·	
市・会	金融機関	受付日取扱金融	年融機関	使用	月_  欄		日		裏面	の約定項	事項(は	うちょ銀行	· を除く	()をご	確認(	ください	,\ <sub>0</sub>				日作	寸印_	

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(ご本人保管)

														座	振	替	)	
茨	木	市	保	育	所	等	利	用	者	負	担	額						データ送付書
													し自	動	払 辺	しみ	ر.	

年 月 日

(金融機関)

御中

(受領者

( (

茨 木 市 長

印

茨木市保育所等利用者負担額

口座振替

自動払込み

送付書を下記のとおり送付します。

		振替日		年	月	日
納 付 の 種	重 類-	正·副( 茨木市保育所等利用者負担額	枚)			
t # (+1 \ \ )	(	件				
振替(払込)依頼	(A)	円				
振替(払込)不能	(B)	件				
派有 (知及) 不能	(D)	円				
振替(払込	)済	件				
(A) -	(B)	円				
振替(払込)手	手数 料	円				

# **茨木市保育所等利用者負担額**

# 口座振替自動払込。

# 済報告書

年 月 日

# (報告先) 茨木市会計管理者

取りまとめ店(局) 所 在 地 (金融機関) 店(局)名 支店(局)長名

店 (局) 印 名

茨 木 市 保 育 所 等 利 用 者 負 担 額

口座振犁

自動払込み

の納付日における納付状況を下記のとおり報告します。

	恢 貸 口		午	月	Д
納 付 の 種 類	正・副(	枚)			
	茨木市保育所等利用者負担額				
	件				
振替(払込)依頼 (A)	円				
振替(払込)不能 (B)	件				
旅省(ADD) 个能 (D)	円				
振替(払込)済	件				
(A) - (B)	円				
振替(払込)手数料	円				

(市→取りまとめ店→指定金融機関→市会計室)

会計室保管

	年	Ē.	月		日
通知書番号					
年度		月分	Ì		
項目			金	額	
利用者負担額	Į				円
					円
					円
					円
合	計				円

茨 木 市 長

印

領収日付印

受入金融機関印

(納付者保管)

图 茨木市保育所等利用者負担額納付書

茨 木 市 272116

通知書	番号		
年度		月分	

項目	金額
利用者負担額	円
	円
	円
	円
合 計	円

上記のとおり納付します。

(提出先) 茨木市長

様

領収日付印

金融機関 取りまとめ店保管

图 茨木市保育所等利用者負担額納入済通知書

茨 木 市 272116

ID (	CD 業務	区分 通知	<b>書番号</b>		
(	CD 月分				

通	知	書	番	号	

ID	業務	年度	施設番号	連番	CD	月分
69						

☆お願い

この納入済通知書は直接電子計算機で処理しますので、汚したり、 破ったり、折り曲げたりしないで、 ください。

利用者負担額①	2	3	4	合計 (①+②+③+④)
円	円	円	円	円

様納

児童名:

上記のとおり通知します。

(あて先) 茨木市長

指定金融 機関印 取りまとめ金融機関印

領収日付印

受入金融機関印

(茨木市保管)

# 茨木市保育所等利用者負担額口座振替請求停止通知書 御中

茨木市 部 課

下記の保護者について、口座振替の停止を依頼します。

金	融札	幾	目 コ	ı –	ード																				
																刦	<b>辰</b>	ř E	1			年	Ē.	月	Ш
	支			店			指	兌	È	預	金	П	座		利用者負担額	取引をイ			を停	停止する者					理由
Л	J	ド	2	名	称	種別	口	座	番	号	預	金	者	名	(円)	左	F	(1 t)	保育所	等 j	通知	書番	条号	CD	生田

預金種別コード 1:普通 2:当座 理由コード 1:市の都合 2:本人の都合

# 

# (提出先) 茨木市長

取	りま	とめ	店	(局)		
所		右	=		地	厚
(	金	融	機	関	)	( /=
店	(	扂	3	)	名	名
支	店	(局	)	長	名	

店	
(局)	印
名	

	振替日		年	月	日
納 付 の 種 類	正・副(	件)			
	茨木市保育所等利用者負担額				
	件				
振替(払込)依頼 (A)	円				
	件				
振替(払込)不能 (B)	円				
振 替 ( 払 込 ) 済	件				
(A) - (B)	円				
振替(払込)手数料	円				